

# WORTH

福井法人会 会報 JANUARY 2014

vol.65



美

## CONTENTS

会長挨拶	1
税務署長挨拶	2
税制改正に関する提言	3-5
税制改正アンケート結果	6
税制スローガン	7
行動する法人会	8
医療・納税表彰・租税教育	9
社会貢献活動	10
税に関する作文	11-13
税に関するポスター・標榜	14
税務署だより	15-16
青年部会だより	17
女性部会だより	18
文化活動	19
県連活動	20
支部のお宝シリーズ	21
特別寄稿	22
新入会員紹介	23
法人会活動日誌	24
県税納税よりお知らせ	25
福井県立・福井県環境学習センターへのお知らせ	26

# 挨拶

公益社団法人 福井法人会 会長 清川 忠



新年あけましておめでとうございます。

昨年如期内の景況感に少し明るさが見えてきたと言われてきました。そして、年末にきて日本経済は、アベノミクスによる大胆な金融政策と財政出動で株価上昇が消費を刺激し、円安による輸出を回復させ、景気は持ち直しの動きが見られます。

日銀の短観を示すGDPが大企業製造業ではプラスに転じ、リーマンショック前の水準に回復して、中小企業及び小規模事業者を対象とした「景気見直し調査」では、公共事業や消費税軽減込み需要により、建設業を中心に持ち直しが見られますが、バラツキが大きく小規模事業者の景気の改善状況はまだら模様となっていると言われています。

そういつた中、福井駅西口開発も進み、2年後には完成し、5年後には福井団体、7年後には東京オリンピックの開催により景気を大きく動かす原動力のある事業が目白押しに据けられています。

皆様方も今年こそは良くなると確信していると思います。しかし、いくら景気が良くとも、自分から一歩前に出て掴み取らなければ自分のものとはなりません。通り過ぎていくだけです。

よく法人会のメリットとはと聞かれますが、法人会のメリットとは各種催し事に対し参加していただくことにより、新たな情報を掴み、また異業種間の交流を通じて世の中の動きを自分のものとして見ることに、また、これらの事情を情報として発信することにより、更なる情報を手にすることができます。一歩踏み出す大きな原動力となることを確信しています。

そういつた中、法人会の各事業、研修、講演など各種催しや税に関する相談であったり、あらゆる行事に参加していただき、研修を積みこの1年を良い年としたいものです。

福井法人会は、本年度も前年度に続き、基本方針である「会員の研修」、「税のオピニオンリーダー」、「地域社会への貢献」、「公益性の高い法人会を目指す」、「e-Taxの促進」を五本柱として掲げ幅広い事業活動を展開していきたいと思っています。

税務ご当局、税理士会、関係友誼団体との連携を大切にして、大型保障制度の推進など積極的に展開してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、皆様のご発展とご健勝、ご多幸をお祈り申し上げてご挨拶とさせていただきます。



# ご挨拶

福井税務署長 藪原 孝夫



平成26年の新春を迎え、公益社団法人福井法人会の皆様にご挨拶を申し上げます。  
福井法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご支援を賜り、本誌をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

福井法人会におかれましては、これまでも「よき経営者を旨とするもの団体」として、正しい税知識の普及や納税道義の高揚に取り組まれるとともに、社会への寄与と企業の繁栄の両立を目指す地域社会貢献活動など、幅広い事業に積極的に取り組んでこられました。

これもひとえに、清川会長をはじめ会員の皆様方のご熱意とご尽力によるものと深く敬意を表する次第であります。

今後も、より一層会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を通じて企業や地域社会の発展に貢献されますことを期待しております。

年も明けて、間もなく平成25年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。国税庁では、引き続き自宅等からの北斗を利用した申告を推進しています。特に、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って入力すれば、計算誤りのない確定申告書ができるようになっておりますので、まだ利用されていない皆様にも是非ご利用いただきたいと思っております。

さて、既にご承知のとおり、消費税法等の一部が改正され、消費税（地方消費税を含む。）の税率を本年4月1日から8%に引き上げることとされています。改正消費税法の施行に向けて、改正内容の広報・周知、帳簿や価格表示及び納付に関する相談への適切かつ丁寧な対応などに取り組んでまいりますので、福井法人会の皆様方におかれましても、この法改正の周知等にご協力をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年の福井法人会並びに会員企業のますますのご繁栄と、会員の皆様方ご家族のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げまして、新年のご挨拶といたします。



# 平成26年度 税制改正に関する提言（要約）

## — 基本的な課題 —

### 1. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

#### 1. 社会保障制度のあり方に対する基本的な考え方

- わが国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、今後の社会保障給付は高齢化社会の急激な急増が予想されている。その財源を公費負担に頼ることにすれば、いくらか増税してもよいが、いかに給付を「重点化・集中化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公費で適正な負担を確保していくかが極めて重要である。
- ①年金については、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」「マクロ経済スライドのデフレ対応」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- ②医療については、成長分野と位置付けて大膽な規制改革を行う必要がある。また、急増が見込まれる給付については、診療報酬（本体）体系、高齢者の窓口負担を見直すとともに、発覚医薬品（ジェネリック）の使用促進を促進するなど思い切った抑制を図る。
- ③介護保険については、真に介護が必要な者とそうでない者とメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
- ④生活保護については、国民の不公平感や不信感が高まっていることから、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。また、生活保護受給者の自立を高めるための雇奨励も重要である。
- ⑤少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的と考える。
- ⑥企業の過度な保険料負担を抑え、成長経済を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

#### 2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税の引き上げに当たっては、景気に十分配慮するだけでなく、行滞を懸念する等混乱を防止する環境整備が極めて重要である。
- ①価格決定プロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとるべきである。
- ②事業者の事務負担、規制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%前段階までは）は単一税率が望ましい。
- また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えられるので、導入の必要はない。
- ③低所得者対策として実施が見込まれている「減額型給付措置」については、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

#### 3. 財政健全化に向けて

- ①財政健全化目標の達成は増収や中長期的自然増収のみによるのではなく、堅実な歳入削減が不可欠。そのためには各歳出分野別に削減目標を定め、その達成に向けた具体的方策と行方表を示すなど強固な財政政策が必要である。
- ②消費税の引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、それが財政健全化を阻害しないよう十分注意すべきである。
- ③国債の償還は金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考える。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

#### 4. 行政改革の徹底

- 消費税引き上げは社会保障の安定財源確保と財政健全化の観点から重要だが、国民に痛みを求めるところには変わりはない。また、行政改革の徹底は消費税引き上げの前提ともなっている。
- 「まず後より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を切るのとは当然である。

#### 5. 今後の税制改正のあり方

- 社会保障と税の一体改革では消費税の引き上げのほか、所得税では最高税率の引き上げ、資産税については相続税の最高税率の引き上げと基礎控除の引き下げが行われた。しかし、最高税率引き上げなどには消費税引き上げに対する反発を緩和する側面が指摘されるなど、税制根本改革と位置付けた例には体系的議論が欠けた印象が強い。
- 今後の税制改正に当たっては国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性や経済の持続的成長と雇用の創出や少子高齢化や人口減少社会の急激なグローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化などにどう対応するかという視点を踏まえ、法人税や所得税などを抜本的に見直していくことが重要である。

#### 6. 所得割制度について

- マイナンバーの運用に当たっては国民の利用性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定者に向けて取り組んでいくことが

必要である。

- また、個人情報保護の観点に努め、制度の適切な運用を担保する措置を講じるとともに、コスト意識を持つことを強く勧誘する。

## II. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人税率の引下げ

- 法人実効税率は平成25年度税制改正により5%引き下げられたが、アジア、欧州各国では近年、国際協力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われ、税中格差は依然として解消しない。
- こうした状況が顕著に、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。
  - ①法人実効税率20%の実現
  - ②中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ①中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等  
「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置は本則化するとともに、成長戦略の一環として以下の通り制度の拡充を求める。
  - ②中小企業投資促進税制の拡充
    - ・暫別償却率および残存償却率の大幅引き上げ
    - ・対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める
    - ・残存償却適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ
  - ③少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する
- ②交際費課税の見直し  
平成25年度税制改正において拡充された交際費課税の特例の適用期間（平成25年末）の延長を求める。また、資本金規程に関わらず全ての企業を対象とすべきである。
- ③役員給与の損金算入の拡充
  - ④役員給与は原則損金算入
  - ⑤同族会社も利益運動給与の損金算入を認める

### 3. 事業承継税制の拡充

- わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の発展を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- 平成25年度税制改正において、相続税予備控除の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われたことは評価できるものの、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。
  - ①相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
    - ②株式会社数の上（3分の2）の親族と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げ
    - ③死亡時でも株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
    - ④対象会社を拡大する
  - ②事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

## III. 国と地方のあり方

- 地方分権は、地方が依存から脱却し、自立・自衛の体質を構築することが何より重要である。にもかかわらず、地方の公務員給与や議員報酬は高止まりしたままであり、地方自身を創る行革努力が極めて不足しているといえる。
- 地方が行革や地方交付税改革、適正な課税自主権の発揮などを遂げて責任を自覚することが極めて重要にならう。
  - ①広域行政による効率化の観点から道庁制の導入について検討すべきである。
  - ②行財政改革を行うために、例えば「事業区分け」のようなわかりやすい手法を広く導入すべきである。
  - ③地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数が是正されつつあるものの、手当などを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。それには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。
  - ④地方議会は大幅にスリム化するとともに、高すぎる議員報酬の一律の削減を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制導入などの流れを加速させるべきである。
  - ⑤身近な行政サービスを行う地方には安定の財源が必要であり、景気による変動や地域による税収偏在の大きい税制は望ましくない。現在の地方法人二業に大きく依存している状況には問題があり、見直しを検討することが必要である。

## IV. 震災復興

・被災地の復興については、一定の対応措置が講じられたものの、いまだ不十分である。

予算を通じかつ迅速に執行するとともに、震災事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、さらなる規制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求める。

## V. その他

1. 環境問題に対する規制上の対応
2. 納税環境の整備
3. 租税教育の充実

### 税目別の具体的意見

#### 所得税関係

1. 所得税のあり方
  - ①基幹税としての財源調達機能を回復すべき
  - ②各種控除制度の見直し
  - ③個人住民税の均等割は、定額負担原則の観点から適正水準とすべき
2. 少子化対策
3. 金融所得一律課税の拡充

#### 法人税関係

1. 同族会社の留保金課税制度の廃止
2. 「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲
3. 知的財産権に起因する所得に対する軽減措置

#### 相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率をすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直しすべき

#### 消費税関係

1. 消費税の課納防止

#### 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
  - ①宅地の評価は収益還元価格で評価すべき
  - ②居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直しすべき
  - ③償却資産については、非課税となる範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大すべき。  
また、将来的には廃止も検討すべき
  - ④土地の評価は行政の効率化から評価率制は一元化すべき
2. 事業所税は二重課税であり、廃止を求める
3. 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない
4. 法定外目的税は法人に対して安易に課すべきではない

#### その他

1. 配当に対する二重課税の排除
2. 電子申告の普及について

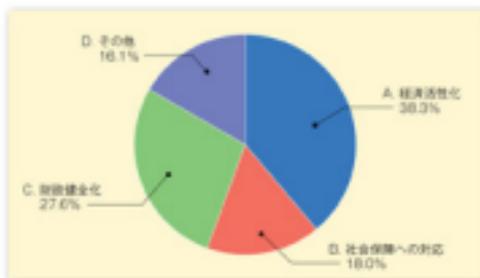


## 税制改正に関するアンケート調査結果

(有効回答総数 6,349名)

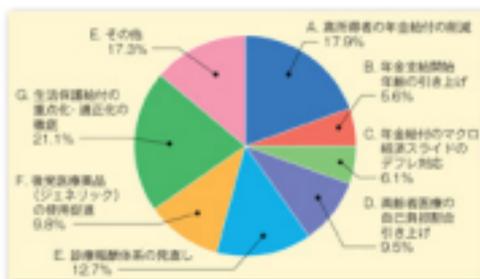
Q1

税制改革の方向性について、特に重視する課題は何ですか。優先すべき課題を2つ選んでください。



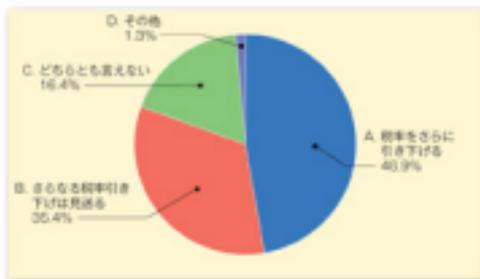
Q2

社会保障制度の見直し検討にあたっては、膨張する社会保障保険費用の抑制とそのため制度の効率化、重点化など根本的な見直しが必要不可欠です。優先的に取り組むべき検討事項を2つ選んでください。



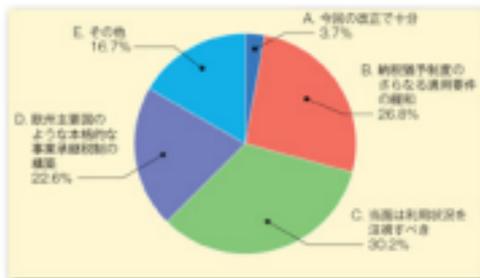
Q3

23年度改正で実効税率が5%引き下げられましたが(2015年までは査定特別法人が上乗せ)、法人税率のさらなる見直しについてどのように考えますか。



Q4

25年度改正では相続税・贈与税の納税猶予制度の使い勝手を高めるような見直しが行われましたが、今後のさらなる見直し余地についてどのように考えますか。



# 平成26年度税制改正に関するスローガン

## (総論)

- まさに今。  
国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
- 持続可能な社会保障制度を確立し、  
国民の将来不安の払拭を！
- 中小企業の重要性を認識し、  
経済活性化に資する税政措置の拡充を！

## (所得税)

- 所得税は広く薄く負担を求め、  
努力した人が報われる税制の構築を！

## (法人税)

- 法人実効税率は、  
欧州・アジア主要国並みの20%台に引き下げを！

## (事業承継税制)

- 本格的な事業承継税制を確立し、  
地域経済を支える中小企業に配慮を！

## (消費税)

- 消費税引き上げに際しては、  
景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！

## (地方税関係)

- 国と地方の役割分担を見直し、  
地方の自立・自助の推進を！

## (震災復興)

- 被災地の復興を図るため、  
税制上の対応を含めて実効性のある措置を！

# 行動する法人会

## 平成26年度税制改正に関する提言要望



衆議院議員（福井1区）

自由民主党

稲田 朋美 氏



参議院議員（福井県選挙区）

自由民主党

滝波 宏文 氏



福井県知事（代理）

加藤 孝

杉本 達治 氏



福井県議会議員

笹岡 一彦 氏



福井市議会議員

吉田 琴一 氏

衆議院議員（北陸区・北信越ブロック）自由民主党

助田 重義 氏

（代理）島崎 繁雄

永平寺町長

松本 文雄 氏

（代理）松岡 謙三 氏

参議院議員（福井県選挙区）自由民主党

山崎 正昭 氏

（代理）島崎 繁雄

永平寺町議会議員

伊藤 博夫 氏

（代理）議会事務局長 清水 眞 氏

福井市長

東村 新一 氏

（代理）市民科課長 齋藤 純三 氏

## 褒章・納税表彰



藍綬褒章

木下 雅俊 氏  
株式会社



福井税務  
署長表彰

川口 秀男 氏  
株式会社



福井税務  
署長表彰

梅田 洋子 氏  
株式会社



福井税務  
署長表彰

松井 誠 氏  
株式会社

## 租税教育活動

### 青年部会 クイズで税を学ぶ

1月18日にフェニックスプラザで、〇×式による「税金クイズ」を行い、親と子が相談しあって楽しく税を勉強した。当日は市内の小学校の親子約1,500人が集まり、赤と青の手袋を片方づつはいて、〇か×かを右手左手あげて答えていた。

このクイズは福井税務署の小関さおりさんが税金博士に扮し、クイズの答えをわかりやすく解説し、全問正解者には記念品がもらえるとあって、親子ともども真剣に取り組み、子供たちは正解するたびに歓声をあげて喜んでいた。また、会場ではe-Taxにちなむキャラクターの「イータ君」が登場し子供達からの拍手せめめに会場非常に盛り上がった。

クイズ終了後には「中国雑技団」の公演があり、その妙技を堪能した。



### 女性部会 「絵はがきコンクール」を実施

福井税務署、福井市教育委員会、永平寺町教育委員会などの後援による小学6年生を対象にした「税に関する絵はがきコンクール」を行った。

今回が4回目であり、年を追うごとに児童から力作が数多く寄せられている。応募作品は後日専門家（画家）や関係者で厳正な審査を行い、最優秀賞と優秀賞などを運び表彰する。また、優秀作品は市内各所で展示する予定である。

## 「ほうじん寄席」

11月27日に福井市文化会館にて、創業生活五十周年を迎えた桂ざこ餅匠の独演会が行われた。

当日は、桂米朝一門として桂ちよば、桂米葉、に続きざこ餅匠、中入り後、桂千秋、最後にざこ餅匠と笑いの渦に包まれあっという間に時が過ぎた。

人情味あふれる語り口で、聞くものの心をつかんでほなきない俳優の気遣いは、大変好評であった。



## 「記念講演会」

【税を考える週間】にちなみ11月12日にアオッサの福井県民ホールで、「気象災害と私たちができること」と題して、気象予報士・元NHK気象キャスターの半井小結氏による講演会が行われた。

最近の異常気象や東日本大震災等における防災への心がまえ、環境の変化への対応について女性ならではの感覚で語られ、常日頃の防災に対する認識の重要性を再認識した。



## 今年も“トン汁”を無料提供

～中学女子・わんぱく駅伝で～

11月10日に福井運動公園で行われた「中学女子駅伝&わんぱく駅伝」(県連協賛)で、選手や保護者、大会関係者にトン汁をふるまった。この事業は福井法人会女性部会が毎年実施しており、前日からの下ごしらえ、そして当日早朝からの鍋への火入れ等を行い、午前11時からトン汁を提供したが一時間たらずで約1500人分の大鍋がカラになった。

この特権にベストマッチした身心温まる事業であり、選手・大会関係者等は毎年心待ちにしている。



## 力走するランナーに元気の水を！

～福井マラソン～

10月6日に恒例の福井マラソンが行われ、福井法人会女性部会が事業の一環としてコース沿道の5キロ地点と7キロ地点の2か所で、給水ボランティア活動を行った。

当日は晴天となりマラソンには少し暑すぎる天候であったが、会員の献身的な給水活動にランナーから「ありがとう」と感謝の言葉をもらい、充実した一日であった。



# 税に関する中学生の作文

総務大臣賞

## 税金に助けられて

福井県特別支援学校月見分校3年

山添

蒼

最近、税と社会保障の一体改革という言葉をニュースでよく聞きます。そして消費税の増税についても討論されているようです。私は増税をすると品物の値段が上がるので、いやだなと思っていました。きっと増税をすれば、生活が苦しくなる人が少なくないと思ったからです。

一方で、増税されると年金や医療などに使えるお金が増えて、幸せに暮らせる人も増えるかもしれません。一体改革の言葉のように増税で集められた税金が、日本で不足していると言われている社会保障に使われ、たくさんの人が幸せになって欲しいと思います。

私は入試の時に難病指定の心臓病であることがわかりました。その頃は風邪がなかなか治らず、母に連れられて、たくさんの病院へ行き、最後の病院で今の病気のことがわかりました。すぐに入院が決まり、学校にも行けなくなりました。そして東京の病院に転院し退院後も家で治療を受けています。月に二、三回病院へ行き、五種類の薬も飲んでます

そこで私は疑問に思いました。治療のためにどのくらいのお金がかかっているのか、そのことで家族は大丈夫なのかが知りたくなりました。母に聞いてみると、私が受けている治療の大部分は、たくさんのお金が納めている税金で助けられていると知らされました。税金のおかげで、私が今こうして治療を受けられることは幸せだと心に感じました。

東京での受診の日の移動中に、東日本大震災にあった時に助けられた救急車も、税金で動いていると聞き、驚きました。

私は今、中学三年生で、特別支援学校を出て、一般高校への進学を希望しています。そして今、将来、私が出来る仕事についても少しずつ考えています。体力を考えると、出来る仕事は限られるのかもしれませんが、私が興味のある仕事に就けたらいいなと思います。そして、少しでも税金を支えるようになって今度は自分が社会を支えるようになりたいと思っています。

今、日本は少子高齢化で、社会保障費がどんどん増えているそうです。税金によって助けられている高齢者や私のように病気をもっている者でも、少しでも税金を払って社会を支える機会があってほしいと思います。

私が住んでいる福井県には、高齢化率が高くても介護率が低い池田町という所があります。そこでは多くの高齢者が自分の出来る範囲で野菜を育て、町のスーパーで売って、収入を得て暮らしています。そこの野菜は本当においしいのです。工夫次第で、このように税金で支えられている人も収入を得、税金を納めて社会を支える例になれるのです。私もいつまでも助けられるだけでなく、納税という形で他人を支えられるようになりたいと思っています。

# 税に関する中学生の作文

全国納税者  
組合連合会優秀賞

## 払われない税金

灯明寺中学校2年 たかつか みづき  
高塚 美月

私は、あるテレビドラマを見ていたことがきっかけでそのドラマの原作となった本を読みました。その本は、税金を納納している人たちから税金を徴収する仕事をしている人たちを描いた本でした。税金を払わない・払えない人たちに対して、力の限りを尽くして徴し、必要だったら財産を差し押さえる。非常に辛い仕事ですが執筆に向きあっていく姿にはとても心を打たれました。

ですが、私が一番衝撃を受けたのは、とても裕福な暮らしをしているのに「払いたくないから」などという自分勝手な理由で税金を払わない人がいるということです。本の中だけでなく、たまにニュースでもそんなことを耳にすることがあります。どうしてそんなことが絶えないのでしょうか。生活するだけで一杯で税金で納納してしまう人もいます。でもその人たちは払いたくても払えないという人たちが殆どだと思います。私おうとする意志もない人がいるとは驚きました。私たちは普段の生活の中でどれだけ税金に助けられているのでしょうか。本の中には「国の政策に不満があるから」「国は自分達に何もしてくれないから」という理由で税金を払わない人もいました。確かに満足できない部分もあるかもしれませんが、現在の日本にとっては、税金は欠かせないものになっています。私たちが毎日通っている学校も、大勢の人が通る道路や橋もすべて税金を使ってまかなわれています。私たちは税金のおかげで生活できているといっても過言ではないと思います。だから税金を払わないという人たちに、もっと税金のことを知り、ありがたみを感じてほしいです。そして納納することなく税金を納めてほしいです。

また、私はまだ子供なので、消費税くらいしか払う税金はありませんが、大人になるともっと税金に接する機会が増え、たくさん種類の税金を払うことになると思います。でも私は、税金は国にとって、または私たちににとって大事なものであることをしっかり意識して、絶対に納納することなく税金を納められる大人になりたいです。

この作文を書くことを通して、とても深く税金について考えることができました。これからは今までよりもっと税に関心を持ち、税金について調べていきたいです。私は、人々がもっと税に興味を持ってほしいです。そして人々が納納することなく税を納め、この国がもっと活性化することを強く願っています。

# 税に関する中学生の作文

公益社団法人  
福井法人会長賞

## 私達の社会を作る税金

明倫中学校2年 藤田 茉優

「税金」という言葉を聞いて、みなさんはどんなイメージを持ちますか。無論、多くの人はあまり良いイメージを持ってないと思います。しかし、税金によって、私達の社会が作られていると言っても過言ではありません。それなのに、なぜ多くの人は税金に対する良いイメージを持ってないのでしょうか。

その理由は、大きく三つあると私は考えました。一つ目の理由は、税の種類が多いからです。税は約五十種類ほどあります。税の種類が多いと、やはり、払う税金も多くなると考えてしまうのではないかと私は思いました。

二つ目の理由は、近々消費税が増税されるとニュースや新聞などで話題になっているからです。消費税は、私達の最も身近な税です。それが平成二十六年四月には八パーセント、平成二十七年十月には十パーセントになります。最終的には二倍になるわけです。当然、商品の価格も上がることが考えられます。そうなると、「生活に支障が出てきたらどうしよう」や、「客足が減ったら困る」などと、考えてしまうのではないかと私は思いました。

三つ目の理由は、税金の使い道をよく理解していないからです。みなさんは、どのようなことに、税金が使われているのかわかりますか。公園、学校、警察署、消防署、道路市役所などの公共団体の設備や施設を作る、整備する、ごみの処理をする、災害に復旧をする、などといったことに税金は使われています。まだ記憶に新しい、東日本大震災の復旧にも税金が使われているのです。みなさんはそれを知っていたでしょうか。税金の使い道をよく知らないがために、ただ税金を払っているだけ、という考え方になってしまうのではないかと私は思いました。

これらをまとめると、税金はたくさん払っているのに使われていないのではないかと、思ってしまうという考えられます。これでは、「税金」に対する良いイメージが持てるはずがありません。では、どうすれば、「税金」に対するイメージを良くすることができるのでしょうか。

私は、一人一人が税金についてよく理解すれば良いのではないかと、思いました。そうすれば、税金の使い道も知れて、ただ払っているという感覚にもならないのではないかと、考えたからです。それに、災害の復旧にも税金が使われていると知ったら、消費税の増税に反対している人々も、災害にあった人達のためなら、少しくらいがまんしよう、という考え方に変わるかもしれません。

私は、最終的に「税金」に対する不満をかかえる人が誰一人いなくなってほしいと思います。そうすれば、美しく、明るく、思いやりのある、気持ちの良い社会を作ることができるのではないのでしょうか。

## 税に関する小学生のポスター



啓蒙小学校6年  
かほこ 兼子 けいせい 結成



清水西小学校6年 ひろせ いのり  
廣瀬 生祈



松岡小学校6年 あずま ひかり  
東 姫花里

## 税に関する中学生の標語



見たせば  
身近にあるよ みんなの税

明倫中学校三年 安井 千穂



未来都市 皆の税で 築かれる

上志比中学校一年 内倉 大喜



税金で この町この国 生きている

安居中学校二年 池田 有沙

# 税務署からのお知らせ1

## 1 【国外財産調書の提出制度が創設されました】

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、平成24年度の税制改正において、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく仕組み（国外財産調書制度）が創設されました。

### 1 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非居住者」の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければならないこととされました。

法施行後の最初の国外財産調書は、平成25年12月31日における国外財産の保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出していただくことになります。

- ※ 「非居住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である方をいいます。
- ※ 「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

### 2 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

### 3 国外財産調書の記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名、住所（又は居所）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

- ※ 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、それ以外の用に供することをいいます。

詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

## 2 【個人が金地金等を売却した場合、確定申告が必要となる場合があります】

個人が金地金等を売却した場合は、総合課税所得となり、年間の利益が50万円を超える場合は、次のような計算で総合課税所得を計算します。

- ① 金地金等を購入後、5年以内で売却した場合  
売却金額 - 必要経費 - 50万円 = **短期譲渡所得**
- ② 金地金等を購入後、5年超で売却した場合  
(売却金額 - 必要経費 - 50万円) × 1.2 = **長期譲渡所得**

- ※ 1回の取引金額が200万円を超える場合に、売却者の本人確認を行った上で、売却者の住所・氏名・売却金額・売却日等を記載した「金地金等の譲渡の対価の支払調書」が買取業者から税務署長に対して提出されます。

## 3 【e-Taxで利用するルート証明書が変更されました】

政府認証基盤（GPKI）の更改に伴い、平成26年1月6日（月）から、e-Taxで利用するルート証明書が、政府信用認証局（アプリケーション認証局）発行のものから、政府信用認証局（アプリケーション認証局2）発行のもの（新ルート証明書）に変更されております。

- これにより、新ルート証明書・中間証明書をインストールしないと、e-Taxソフト等が正しく動作しません。新ルート証明書等をインストールする方法等については、e-Taxホームページの「重要なお知らせ」に掲載しております。

【e-Taxホームページ掲載場所】 [http://www.e-tax.go.jp/topics/topics\\_251206\\_rootca.htm](http://www.e-tax.go.jp/topics/topics_251206_rootca.htm)

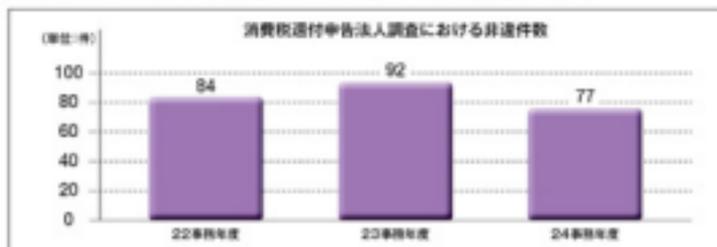
## 税務署からのお知らせ2 ～調査の取組状況について～

### 消費税還付申告法人に対する取組

～還付申告を行っていた法人から47百万円を追徴～

消費税は、主要な税目の一つであり、預り金的性格を有するため、一層の適正な税務執行が求められています。こうした中、消費税について虚偽の申告により不正に還付金を得るケースも見受けられることから、国税当局は還付申告を行う法人に対する指導や実態に重点的に取り組んでいます。

平成24事務年度は、消費税還付申告法人150社に対する調査をした結果、77社から47百万円の消費税額を追徴しました。また、そのうち14社は不正に還付金額の水増しなどを行っており、8百万円を追徴しました。



### 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

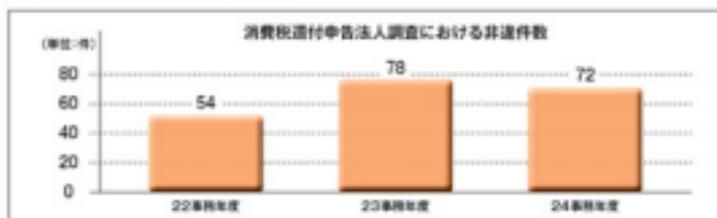
項目		事務年度			
		22	23	24	
消費税	実地調査件数	件	157	153	150
	非違があった件数	件	84	92	77
	うち不正計算を行っていた件数 ①	件	9	14	14
	調査による追徴税額	百万円	27	139	47
	うち①に係る追徴税額	百万円	1	6	8

### 海外取引法人に対する取組

～海外取引調査で17億39百万円の中合漏れを把握～

経済の国際化の進展により、企業や個人の国境を越えた事業、投資活動が活発化しています。こうした中、国税当局は海外取引を有する法人（以下「海外取引法人」という。）に対する指導や調査に重点的に取り組んでいます。

平成24事務年度は、海外取引法人232社に対する調査をした結果、72社から海外取引に係る申告漏れ所得金額17億39百万円、うち不正税額所得金額1億82百万円を把握しました。



### 海外取引法人に対する実地調査の状況

項目		事務年度			
		22	23	24	
法人税	実地調査件数	件	237	260	232
	海外取引に係る非違があった件数	件	54	78	72
	同上のうち、不正発見件数	件	5	13	10
	海外取引に係る申告漏れ所得金額	百万円	2,770	2,302	1,739
	同上のうち、不正所得金額	百万円	8	590	182



# 青年部会だより

## 第27回 法人会全国青年の集い「広島大会」

平成25年11月8日（金）広島市の広島グリーンアリーナに於いて、「第27回全国青年の集い広島大会」が開催されました。我が福井県法人会青年部会は高村会長をはじめとする総勢7名が参加をしました。今回は酒造専務理事も同行して頂くという事で、福井駅に緊張の面持ちで集合したメンバーは、それぞれの思いを胸に列挙に参事しました。出発すると間もなく美濃会長より、「酒を飲む」の一言で一瞬に緊張がほぐれ、メンバーは酒造専務や会員同様のコミュニケーションを囲まれる事が出来、初んだ雰囲気でも広島に向かいました。前日より参加している高村会長には、会場の座を確保して頂いたので、我々メンバーは慌てる事なくのんびりと開催時間ギリギリに到着しました。

広島大会は、「百万一心」～東へよう三本の矢～を大会スローガンに全国から約2000名の青年部会員が熱い意気込みで開催されました。このスローガンは、戦国時代の知将「毛利元就」会に由来しており、元就が居城である郡山城の拡張の想、人柱に替え礎石に百万一心の文字を彫り刻めたとされるもので、元就公の領民を大切にす思いが伝わると共に、「一日一力一心」とも読み替えることが出来、「国民が皆で力を合わせれば何事もなし得る」という意味から考えたそうです。

大会は大内会長からの挨拶の挨拶から始まり、各米賞等の挨拶と各セレモニーが執り行われ、懇親教育活動表彰では「松戸法人会」が大賞を受賞されました。

記念講演では、ミュージシャンの吉田晃司氏による「日本一心」～日本の未来のために果たすべきこと～を演題に約一時間の講演がありました。個人的に吉田晃司氏のイメージはあまり良くなかったのですが、会話を聴かせてから考え方が変わった事や東日本大震災でボランティア活動を通しての社会貢献活動、ライブでの収益金6億円の被災地への寄付などは、外見やイメージで判断してはいけないと改めて考えさせられましたし、未来のために何をすべきか、の気持ちの機会だったと思います。

今回はまだまだ書ききれませんが、参加メンバーと共に楽しく学びの機会を頂いた事に感謝します。来年は秋田まで開催されます。皆さん一緒に参加しましょう。（大谷）



## 福井県法人会青年部会連絡協議会研修会

平成25年10月8日（水）、福井県法人会青年部会連絡協議会研修会が開催されました。本年度は福井県法人会青年部会が主管となり、「福井県懇話会ホール」にて盛大にとり行われました。

冒頭挨拶では、福井県法人会青年部会を代表し、高村会長より青年部会の社会貢献事業の実施状況等について説明がありました。

また、講演会では、「店舗の営業所の所長」（新築開店の準備）として名を馳せ、「対面型商談ツール」専門のセミナー講師として活躍されている吉見興一氏をお招きし、「中小企業が営業戦略を上手に活用する方法」についてお話を頂きました。講演の中では、企業の営業戦略を三つの課程に分類し、お客様に情報を提供していく事が営業力強化には不可欠とありました。①現状の把握②信頼の構築③売れるラインの確立がその3つの課程との事です。

情報・商品が市場に溢れ、物が売れにくくなった現代社会において、企業戦略を構築し、独自の販売手法（方針）を確立していく事の大切さを学びました。

最後に、福井県連会長等と交えて、県下青年部会全体での懇親会が開催され、盛大な盛り上げの内に今回の研修会が閉じられました。

次回は、敦賀県法人会青年部会が主管との事で、今回同様、大いに盛り上がる事を期待しています。（東城）



# 女性部会だより

## 研修活動



県女連講演会



目黒り研修旅行



ポーセラーツ



税務署長との懇談会

## 式典



創立10周年記念式典



### 「福井県法人会連合会女性部会連絡協議会 創立10周年記念事業」を終えて

10月29日「福井県法人会連合会女性部会連絡協議会 創立10周年記念事業」第1部 記念式典では、ユアーズホテル4階『光輝の園』において、ご来賓各位のご臨席を賜り、関係者の皆様にも多数のご出席をいただき、盛会を納めることができました。

また、午後は、第2部記念講演として、アオッサ8階（福井県市民ホール）において、歌う弁護士として、幅広くご活躍中の大塚靖子先生より、「オハワで語る法律のお話」と題してご講演いただきました。

身近にありながら深い法律について、ユーモアを交え分かりやすく、楽しくお話いただきました。その後、素晴らしいソプラノ独唱のステージもあり、有意義なひと時をお過ごしいただけたことと存じます。

今後とも、福井県法人会連合会女性部会連絡協議会に対しまして、ご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。お礼のご挨拶に代えさせていただきます。

実行委員長 吉本 陽子



## 支部の事業活動

地域密着の社会貢献



各支部では、地域に密着した各種イベントに協賛するなどして、法人会ならではの税の啓発活動である「税金クイズ」や「税に関する紙芝居」を実施した。

また、各会場では法人会コーナーを設け、法人会の活動PRにも努めた。

### 東部支部

#### 足羽川にて川流れ体験

8月25日に足羽川にて



### 日之出支部

#### 税金クイズと紙芝居2013

10月27日に日之出公民館にて



### 松本支部

#### 松本まつり

10月27日に松本小学校にて



### 宝永支部

#### 宝永公民館まつり

10月27日に宝永公民館にて





## 中学女子駅伝 & わんぱく駅伝

2013年「中学女子駅伝 & わんぱく駅伝」が11月10日（日）に福井運動公園周回コースで行われ、「中学女子」は5区間10キロに22チーム132名、「わんぱく」は男子50チーム281名及び女子35チーム186名が5区間7キロを友情のタスキをつなぎ、当日は雨模様であったがきつなげられた好レースを展開した。

なお、会場では福井法人会女性部会がトン汁の無償提供を行い、この時期が温かいスープはグッドタイミングであり、選手・父兄、関係者等からは非常に好評を得ていた。



### 中学女子駅伝

- 第1位 半沢南越（越前市）
- 第2位 光陽中学校Aチーム（福井市）
- 第3位 M-M GIRLS（若狭町・美浜町）

### わんぱく駅伝

- | 男子                   | 女子                     |
|----------------------|------------------------|
| 第1位 松岡バスケットクラブ（永平寺町） | 第1位 敦賀Jr.ガンバル「ハイ」（敦賀市） |
| 第2位 敦賀Jr.独立貴族（敦賀市）   | 第2位 奥山Jr.ランナース（奥山市）    |
| 第3位 有南イチゴラ（大野市）      | 第3位 越前ACチーム（越前市）       |

## 法人会カップ少年サッカー



11月10日（日）に2013U-12福井県少年サッカー選手権大会が、三田運動公園陸上競技場で準決勝と決勝の三試合が行われた。当日は、あいにくの荒れ模様の天候であったが、少年たちの熱い意志が天気をものともせず熱戦が繰り広げられた。

当大会は、トーナメント方式で11月2日から福井市スポーツ公園サッカー場にて県下73チームが参加して行われていた。

- 第1位 敦賀FCフレンズ（敦賀市）
- 第2位 長紋フットボールクラブ（坂井市）
- 第3位 武生フットボールクラブ・ブルーキッズ（越前市）
- 第3位 Wings, FC（福井市）



## 「税金クイズ」で税に関心を!



中学女子駅伝 & わんぱく駅伝、法人会カップ少年サッカーに参加した選手に、税に対してより関心を持ってもらう目的で、三者択一の「税金クイズ」に答えてもらった。駅伝で364人、サッカーで932人の応募があり総体的に前年を77人応募者が増えた。

その中で、10問全問正解者は223人あり記念品を贈呈した。

包屋「裏の街道」玉江跡

## 月見せよ 玉江の葎を 刈らぬ先

明治2年の町名改正による、豊かな実りをもたらす美ハシキ地の豊地区、元禄3年（1696年）包屋の句「月見せよ玉江の葎を刈らぬ先」からとったと言われる月見地区、そして北の庄城下の端であったことから「端道」が後の花堂地区、先ずこの3地区の歴史的な由来の素晴らしい地名こそ、花堂支部の第一のお宝です。

北に足羽山を西に見越山を望み、八幡山等の足羽三山に点在する4〜5世紀に作られたと行う古代支配者達の古墳群は、ロマンあふれる歴史にいがなってくれます。又、四季折々の変化に富んだ景色は、街中において美しい自然との出会い、いにしえの歴史との出会いを約束してくれるでしょう。

藩政時代には、軍事・防衛上の要衝として月見町水田線沿りに「総木戸」を設けたとあります。北陸道（旧国道沿り）は、福井藩や丸岡藩はもとより加賀藩の参勤交代の行列も通る等、福井の南の玄関として寺社も多く、それに伴い御拝客も増え商工業も発展してまいりました。

東には南直にフェニックス通り、福井鉄道、JR花堂駅等の物流の動脈があります。カルチャーパーク・おきごえ民家園・福井本山尊皇寺講堂・徳直神社・一里塚・玉江跡・熊野神社等の自然、文化、歴史遺産や福井赤十字病院・サカイオーベックス・ベルの医療、商工業を牽引し地域を支える機関、企業などがあります。

当地区の自然、歴史、文化、医療、交通、商工業等の優れた財産は、福井市全体の財産でもあり、それらを守り伝え、発展させて来た先人と地区住民の心と活動こそが「宝」ではないでしょうか。

ご協力頂きました豊公民館長の平田平次様をはじめ関係各位に感謝申し上げます。

小林 広道



八幡山

豊地方の道は中央に位置するこの山からは、実は白山連峰を望むことができる。また眼下には福井平野が広がる。



カルチャーパーク

街は花壇に花が盛り、柳の葉吹さらも美しい。夏は北風の芝生が緑の道をむら、秋の紅葉、冬の雪景色と、四季折々に楽しむことができます。



福井本山尊皇寺講堂

歴史的な文化、平入、入道参りの御堂造法は、浄土真宗本願寺の典型的な形式をもつとされています。参道には明徳の塔（874）高直大師の御影を祀りて表宮三門院表と知り奉り奉った。

## 花堂支部



福井赤十字病院



ショッピングシティ ベル



サカイオーベックス本社



一里塚跡

一里ごとに塚を設けて表示する一里塚は、旅人にとって目的地の目安、乗り賃支払いの目安であった。一里塚の目的として塚が一本植えられていたので、目ざしの強い日には本塚で落ちる場所ともなった。一里塚があることで旅のつらさである。御書津社の境内。



おきごえ民家園

見越山の麓に福井市内各地を代表する民家を集め、復元した。見晴らしもよい。

特別寄稿

# 一子相伝の蘭麴酒

青木蘭麴堂「蘭麴酒（らんじゅしゃ）」は、四百数十年前、一乗谷で栄華を誇った戦国大名朝倉氏一門の健康維持と氏族繁栄を祈って造られた秘蔵の健康酒です。もち米で醸造した原酒に十数種類の生薬を漬け込み、2年以上熟成させたお酒で、琥珀色のとろけるような甘味と生薬の香りが特徴です。

蘭麴酒は、朝倉家の三人流方薬の一つといわれ、今日まで一子相伝として継承されてきましたが、次のような伝説があります。昔、朝倉家落城から逃れてきた老僧が、一乗谷と山ひとつ隔てた中臨村（現臨三ヶ町）の青木半人（義景の家臣）の外屋敷を訪ね、逗留したお礼にと朝倉家の團医から伝授された蘭麴酒の製法を伝えました。また、明治時代には、明治天皇御医岩佐純先生により高く評価され、北前船により北海道開拓団や足尾銅山で働く人達にも広く愛飲されていました。このように長い時代を通して、品質保持と次世代への継承が一子相伝という形で守られてきました。

青木蘭麴堂では、お酒の原料となる越前東郷米の栽培から精米・醸造の工程まで全て自家で行い、品質本位の酒造りを心懸けています。蘭麴酒は、聖武天皇が愛用した香り高い名香「蘭者持」に因んで名付けられたと伝えられています。蘭麴の名に相応しい歴史と伝統の味をご賞味いただき、明日の健康にお役に立てれば幸いに存じます。

青木蘭麴堂 堂主



# 新入会員名簿

平成25年8～12月

法人名	業種	支部名
㈱アーキ・チャネル建築研究所	建築設計	和歌
㈱アーム不動産管理	不動産管理（リフォーム）	西部
㈱アベックスコーポレーション	自動車整備及び販売	花堂
㈱アル広島社	広告代理店	和歌
イーマータス㈱	Tシャツプリント	明野
㈱インフォクア		和歌
㈱智の屋	食品加工・販売	伊都門山
㈱秀心社	学習支援サービス	中藤
エーアンドエス㈱	衣料品の販売	木田
㈱F-oneインテリア	カーテン縫製	和歌山県
㈱エムアイテックフタイ	建築業	明野
㈱藤田シーリング	建築防水業	和歌
㈱カーポートサルサービス		東部
かまづや㈱	通信業	和歌
加賀工務㈱	幅レース製造業	西条庄
㈱カルクセンター	ソフト販売	和歌
㈱グラフィティード	学習塾・インターネット販売	和歌
㈱グリーンライフ花	生花・園芸小売	和歌
㈱ブルーライブ	建築保全業	和歌
㈱建設協会	電気販売・電気工事	和歌
㈱光野	サービス業	和歌
㈱心豊17	パソコン販売	和歌山県
小山運送㈱	運送業	明野
小山商事㈱	通信販売販売	明野
㈱さくらリース	リース業	伊都門山
五野口建設	印刷業	中藤
㈱サムプランナー	経営コンサルタント業	花堂
㈱サンシャインネットグループ		中藤
㈱シーティービー	印刷業	伊都門山
㈱シェシーマ	飲食店	和歌
㈱シマダケニカルサービス		中藤
㈱信栄自動車		明野
㈱青栄工業	養生業	和歌
㈱そら歯科医院	歯科医院	中藤
㈱大元	建設業	伊都門山
㈱タイヘイ商事	石油販売	中藤
㈱タカセ工業	一般建設業	花堂

法人名	業種	支部名
㈱たからや	建設業・不動産業	木田
㈱タックレイバマシジメト	労務管理	和歌
㈱土屋	宝飾品の販売	大手
㈱トゥー・アー・ティー	カルチャー&フィットネス業	和歌
東福建設㈱	建設土木業	和歌
常盤商事㈱	繊維機械製造販売	和歌
㈱ナイスワン	ビルメンテナンス等	和歌山県
㈱中健ホールディングス	繊維原料・商品の販売	和歌
ニダロス㈱	繊維製造	和歌山県
信誠建設	製紙業・造紙業	和歌山県
㈱八幡商店	化合物販売業	東部
㈱花堂	生花業	中央
㈱藤田商事	不動産賃貸業	和歌
㈱ふくいざやれん	倉介賃貸等 他	大手
福洋発給食物資材流通	協同事業	東部
福洋バスサービス㈱	一般運送/旅客運送事業	東部
㈱ふせ舎	料理・住居	足羽
㈱ブリッジ	教育	和歌
ペイントアズマ㈱	塗料業（建築）	和歌山
㈱藤田産業	ギフト販売	西部
㈱成理の日サポート	コンサルタント	花堂
㈱ボックス・スタイル	スポーツジム	中藤
㈱ホットガレージ㈱	中古タイヤ・オートパーツ販売	東部
㈱和歌山食品		和歌山
理樹工務㈱	建設業	西条庄
㈱身のこなしラボラトリー	その他のサービス業	西部
㈱エライ	不動産管理	和歌
㈱本邦建築設計事務所	建築設計	西部
㈱山崎商店	輸入洋品店	和歌
清機工業㈱		和歌
ココイ(株)	物品販売	伊都門山
ライフプラス㈱	社会福祉	伊都門山
ラック㈱	建物メンテナンス	伊都門山
㈱リホーム	インテリア販売	中藤
㈱ジーセイ	不動産賃貸業	大手
㈱六大陸	ホテル業	大手
㈱ワンス	リサイクル店	明野

# 法人会の活動日誌

平成25年7月～12月

## ●福井法人会

7/2(水)	研修委員会	八幡
7/4(金)	執務委員会	ピリタシ
7/11(水)	広報委員会	ボヤール
7/17(水)	厚生委員会 実務者セミナー①	西かみ 福井県自治会館
7/19(金)	組織委員会	香濱園
7/20(水)	総務委員会	会場
8/2(金)	福井県立高校卒業	中日劇場
8/7(水)	実務者セミナー②	福井県自治会館
8/8(水)	合同研究会	ホテルフジワ福寿
8/25(水)	親睦ボランティア会	ウエーブ60
8/27(金)	正副会長・委員会議	トニー
9/11(水)	支店長会議	福井商工会議所ビル
9/18(水)	実務者セミナー③	福井県自治会館
9/20(水)	聞いて得するセミナー①	アオッサ
9/26(水)	役員研修	美年海立堂 花王倉庫工場等
9/30(月)	福井県商連協議会	福井県山会実行会
10/3(水)	全県大会	青楓園
10/10(水)	実務者セミナー④	福井県自治会館
10/23(水)	正副会長・委員会議	スアーズホテルフクイ
10/27(水)	決算説明会	福井県自治会館
11/6(水)	聞いて得するセミナー②	アオッサ
11/12(水)	記念講演会	+
11/16(水)	実務者セミナー⑤	福井県自治会館
11/27(水)	ほうてん青楓	福井県文化会館
12/2(月)	北沢道徳研修会	金沢ホテル
12/11(水)	実務者セミナー⑥	福井県自治会館
12/12(水)	広報委員会	福井商工会議所ビル
12/13(水)	合同研究会	+
12/17(水)	福井県商連協議会	福井県山会実行会
12/20(水)	正副会長・委員会議	スアーズホテルフクイ

## ■青年部会

7/16(水)	研修委員会	わらび町町立
7/19(水)	総務委員会	あじわい・美寿とど
7/20(水)	企画委員会	日からうろこ福寿町町立
7/26(水)	ヤマフェスタ	寿々屋
8/1(水)	理事会	アオッサ
9/7(土)	親睦ゴルフ	ゴルフ福寿C
10/1(水)	理事会	アオッサ
10/6(日)	福寿マラソン参加	
11/8(水)	全国青年の集い	立高苑
11/22(水)	若狭会	ピリタシ
11/28(水)	福寿華英との懇談会	福井県山会実行会
12/11(水)	広報委員会	わらび町町立

## ■女性部会

7/3(水)	研修委員会	響のホール
7/20(水)	AED研修講習会	福井市警察署
8/8(水)	社会貢献委員会	ホテルフジワ福寿
9/11(水)	若狭研修	北志賀方面
9/20(水)	理事会	福井商工会議所
10/6(日)	福寿マラソンボランティア	コース探訪
10/7(月)	理事会	スアーズホテル
11/9(土)	トンビ復活プロジェクト	福井マキ工業
11/10(日)	中学女子・わんぱく教室 トンビ復活	福井運動公園
11/20(水)	福寿華英との懇談会	アオッサ
	ボウキョウ講習会	+
	社会貢献委員会	+
12/13(水)	理事会	セッション

## ■支部事業

8/25(日)	東部・足羽川にて河川清掃	東部合同親 足羽川
9/15(日)	春日・東部地区親睦会・ふれあいまつり	春日小学校
10/19(土)	森田河合田所・森田文化館	春日小学校
10/25(日)	音楽・円山・円山ふれあいまつり	円山小学校
10/25(日)	日之出・東山ドライブと親睦会等	日之出合同親
10/25(日)	+	松本・松本まつり
+	+	宝永・宝永合同親まつり
+	+	宝永合同親

## ●福井県法人会連合会

9/29(水)	期定	10/18(金)	大手
9/29(水)	西部	10/22(水)	中巻
10/1(水)	宝永	+	鬼
10/2(水)	森田河合田所	10/21(水)	福生津
10/7(月)	石立	10/25(金)	豊原・円山
10/8(水)	津本・福寿	10/28(月)	社
10/12(土)	和国	11/6(水)	中央
10/16(水)	東部	11/15(金)	松本
10/17(水)	足羽	12/19(水)	日之出

## ■福井県法人会連合会

7/11(水)	公益事業等推進委員会	全法連合会
7/17(水)	厚生事業等推進委員会	+
7/19(水)	広報委員会	+
7/23(水)	執務・執務委員会	+
7/28(水)	総務委員会	法連合会
8/9(水)	全国若狭理事	全法連合会
9/2(水)	執務・執務委員会	+
9/4(水)	季節職員会議	スキー・ゲーム登山
	研修委員会	全法連合会
9/19(水)	全法連理事會	+
9/22(土)	合同ほうり親睦ふれあい広告	福井朝陽
11/10(日)	中学女子駅伝ふれあいびじョク	福井運動公園
	法人会カップ少年サッカー	二宮運動公園陸上競技場
	親睦ドライブ(郡山、サッポロ)	
11/26(水)	親睦局所管親睦研修会	福井県自治会館
12/2(月)	北陸地区役員研修会	金沢ホテル
12/5(水)	全国若狭理事會	全法連合会
12/18(水)	理事会	スアーズホテルフクイ
	委員会	+
	総務委員会、組織委員会	
	執務委員会、広報委員会	
	研修委員会、厚生委員会	
10/1～10/30	ラジオCM放送	

## ■青年部会連絡協議会

10/6(水)	研修会	アオッサ
---------	-----	------

## ■女性部会連絡協議会

10/29(水)	創立10周年記念式典・講演会	スアーズホテルフクイ、アオッサ
----------	----------------	-----------------

## ■税制改正要領・提言活動

11/25(月)	若狭連発	若狭商議会議長
11/30(土)	松田親美	+
11/7(水)	山崎正明	製菓商議会議長
11/30(土)	渡辺宏文	+
11/12(水)	吉野幸一	福井市議会議長
11/15(金)	松本文彦	永平町町長
+	伊藤紳夫	永平町町議会議長
11/29(水)	東村幸一	福井市市長
11/26(水)	西川一誠	福井朝陽理事
+	菅岡一彦	福井朝陽議会議長

★事業者の皆さまへのお知らせです★

# 従業員の個人住民税は 特別徴収の実施を!

- 個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業者(給与支払者)の方が、個人住民税の納税義務者である従業員(給与所得者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市町村民税+県民税)を徴収(引き去り)し、従業員の住所地の市町に納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4および各市町の条例により、給与を支払う事業者で所得税の源泉徴収の義務のある方は、原則として特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収を行っていただくこととなっています。

## 給与支払報告書の提出

事業者の方は、給与支払報告書を、毎年1月31日までに従業員の住所地の各市町に提出してください。

## 特別徴収の事務

市町から毎年5月に特別徴収義務者(事業者)あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付します。その税額を、納税義務者(従業員)の毎月の給与から徴収(引き去り)し、翌月の10日までに各市町に納めていただきます。

※納期の特例—従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることができます。



個人住民税をはじめとする地方税は、皆さまの身近な行政サービスに役立てられています。

法令に基づく適正な特別徴収の実施について、事業者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは、従業員の住所地の市町住民税担当課にお問い合わせください。 福岡県・県内各市町



# 高齢者雇用安定助成金のご案内

## (高齢者活用促進コース)

高齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、**高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置**(以下「**高齢者活用促進措置**」といいます。)を実施した事業主に対し、助成金を支給します。

### 支給金額

「**高齢者活用促進措置**」に要した費用の

**2分の1** (中小企業は**3分の2**)

ただし、当該活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円を上限とします(上限500万円)。

### 高齢者活用促進措置とは

#### (1) 新たな事業分野への進出等

- ・高齢者が働きやすい事業分野への進出(新分野への進出)
- ・既存の職務内容のうち高齢者の就労に向く作業の切り出し(職務の再設計)

#### (2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

- ・高齢者が就労可能となるような機械設備、作業方法、作業環境の改善等

#### (3) 高齢者の雇用管理制度の導入・見直し

- ・賞金制度・能力評価制度の導入等
- ・短時間勤務制度・在宅勤務制度の導入等
- ・専門職制度の導入等
- ・研修システム・職業能力開発プログラムの開発等

#### (4) 定年引上げ、定年廃止、継続雇用制度の導入

- ・定年の引上げ
- ・定年の定め廃止
- ・希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

※この助成金を受給するには、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に違反していないことなどの要件があります。

高齢者雇用安定助成金についてのお問い合わせは



県立の政社人連携・連携・高齢者雇用支援センター

**福井高齢・障害者雇用支援センター**

〒910-0005 福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル10階

電話 0776-22-5560 FAX 0776-22-5255

ホームページ [http://www.jeed.or.jp/jeed/location/sunshitsu/13\\_fukui.html](http://www.jeed.or.jp/jeed/location/sunshitsu/13_fukui.html) (「福井高齢障害」で検索)

助成金については当機構ホームページ(<http://www.jeed.or.jp/>)でもご案内しています。

税に強くなろう。  
私たちは、  
法人会です。

法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を核として活動する経営者の団体です。

法人会 福井